

文例（遺産分割の禁止）

第〇条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産について、その分割を相続開始の時から5年間禁止する。

遺言で、5年を超えない範囲で、遺産分割を禁じることができます。禁止の期間を、5年を超えない範囲としたのは、長期にわたって不安定な状態が継続することを避けるためです。財産の全てを分割禁止にするか、特定の財産のみを分割禁止にするかは、遺言者が決定できます。なお遺産分割の禁止は遺言によらなければならず、生前行為ではできません。

｜遺産分割を禁止するメリット

相続人間の仲が悪いなど円満な話し合いが期待できない場合やしばらくは分割してほしくない財産がある場合、相続人に未成年が含まれている場合などは、しばらくの間、遺産分割を見合わせるのも一つの手です。少し期間をおけば、相続人の気持ちが落ち着いたり、未成年者が成年に達すれば代理人を就ける必要もありませんので、相続開始後すぐに行う遺産分割より、より円滑に行えるということも考えられます。遺言で、遺産分割の禁止をする場合は、なぜ禁止するのかその理由も書いておくとよいでしょう。